

中小企業・個人事業主の皆様へ

新型コロナウイルス問題に 関する法律相談

徳島弁護士会は、中小企業・個人事業主の皆様向けに、全国共通電話番号「ひまわりほっとダイヤル」を通して弁護士を紹介する法律相談を実施しています。今般、新型コロナウイルス問題に関する事業者の皆様のお悩みに応えるべく、期間限定で、上記法律相談を初回30分無料として実施いたします。中小企業・個人事業主の皆様は、お気軽にお問い合わせください。

[ご相談例]

一斉休校に伴い欠勤する従業員に、賃金や休業手当を支払う必要がありますか？
体調の悪い従業員に医師の診断を受けさせることはできますか？
海外からの部品が入手できず、取引先に納品できない場合に責任が生じますか？
取引先から突然取引停止と言われましたが、どうしたらよいのでしょうか？
コロナの影響で売上げが減り支払いが困難ですが、どうしたらよいのでしょうか？

実施期間：令和2年3月30日（月）～5月29日（金）

相談内容：新型コロナウイルス問題に関する法律相談

相談方法：法律事務所等での面談相談

相談料：初回30分無料（2回目以降又は30分以降は、相談担当弁護士にお問合せください。）

電話番号：0570-001-240

電話受付：月曜日から金曜日（祝日を除く）

10:00～12:00 / 13:00～16:00